

## 第7 避難上の安全の検証

### 1 避難上の安全の検証を行う建築物の階、建築物に対する基準の適用

基準の内容は全体にわたって、性能要求の基本的な内容は建基法で規定されており、性能要求への適合検証の前提となる火災条件、安全性判断基準を建基政令で規定され、検証のための計算方法や性能要求を満たすことが認められた仕様を告示に規定されている。

平成12年6月1日の建基政令の改正において、避難上の安全の検証を行う建築物の階又は建築物に対する基準の適用（建基政令第129条の2、第129条の2の2）として建築物において火災が発生した場合に、当該建築物内の在館者の避難行動を予測し、同時に火災による煙、ガスの状態を予測することにより、火災時の避難の安全性を確認する検証法が規定された。この検証法は大臣認定とは異なり、建築物個々の特性によって建基政令、告示に定める検証方法、数値及び計算式により火災時の避難の安全検証を確認するものである。

建基政令には避難関係規定として一定規模以上の建築物について、次のような項目について規定を設けている。

- ・ 火災による煙等の拡大経路となりやすい階段室等の堅穴の部分の区画、消防隊による救助活動等の困難が特に予測される11階以上の階における区画等に関する規定
- ・ 直通階段までの歩行距離、廊下の幅、避難階段の構造等の避難施設に関する規定
- ・ 排煙設備、非常用照明装置、非常用進入口、敷地内通路等の設置、構造に関する規定
- ・ 居室、通路等の内装の仕上げに係る規定

以上の項目内容について、検証法を導入し、避難上の安全の検証を行い、建築物の階又は建築物で、避難安全性能を有することを確かめられたものについては、別記「各種検証法による区画等適用除外リスト」に掲げる規定の一部について適用しないこととしている。ただし、消防活動の確保など、各避難安全検証法によって性能を満たしていることが確かめられないその他の規定については適用除外とすることができない。

避難規定を適用する際に、その検証方法を建基政令において次の各ア又はイの選択肢が示されている。

#### (1) 避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用

- ア 階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（建基政令第129条の2第1項）
- イ 大臣の認定を受けたもの（建基政令第129条の2第1項）

#### (2) 避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用

- ア 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（建基政令第129条の2の2第1項）
- イ 大臣の認定を受けたもの（建基政令第129条の2の2第1項）

なお、各アの検証法では自力避難を前提としているため、病院などのように避難に介助を必要とする用途は対象にならない。

### 2 審査上の留意事項

(1) 共通事項

- ア 本検証を行う建築物の対象は主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材であるものに限ること。
- イ 1. (1). ア及びイの基準の適用は双方を同一階において同時に適用されていないことを確認すること。
- ウ 1. (2). ア及びイの基準の適用は双方を同一建築物において同時に適用されていないことを確認すること。
- エ 1. (1). ア及び1. (2). アの基準は建基政令及び告示で定める用途等から該当しないもの及び係数を得られないものは、適用できないこと。
- オ 1. (2). アの基準の適用は1. (1). アの基準の適用により全階において検証され、階避難安全性能を有するものであることについて確認されていることで、適用されるものであること。
- カ 前1の適用除外条文及び項目を1. (1). ア及びイの基準の適用ごとに確認すること。
- キ 各検証法の内容が記録されたものが保管されていること。
- ク 各検証法を適用した階及び建築物の検証条件（用途等による係数、計算式等）が維持されており、変更されていないこと。
- ケ 本各検証法は在館者の避難上の安全を検証するもので、初期の火災を想定していることから、火災最盛期時における避難上の安全及び消防活動上の安全性を確保できるように避難施設の防火安全性、消火活動拠点の確保を指導すること。◆

(2) 階避難安全検証法

- ア 主に次のことに留意すること。
  - (ア) 各居室避難の検証において、当該階すべての居室について検証されていること。
  - (イ) 検証する居室の用途による歩行速度、在館者密度、積載可燃物量等の代入数値と相違しないことを確認すること。
  - (ウ) 歩行距離は当該居室の最大値となる距離を採用していること。
  - (エ) 居室が連続している場合は1の居室として検証していること。
  - (オ) 居室出口幅の算定における有効出口幅は当該居室の内装の仕上げ材質により異なることから、内装の仕上げを確認すること。
  - (カ) 煙等発生量は前(イ)、(オ)と同様に確認すること。
  - (キ) 有効排煙量は当該居室の防煙区画に設けられた排煙設備に応じた計算を行っていることから、その適用排煙設備の種別を確認すること。
  - (ク) 階避難の検証において、当該階の居室以外の室についても居室と同様に検証していることを確認すること。
- イ 火災の発生のおそれの少ない室は、次のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根）の室内に面する部分の仕上げを建基政令第129条第1項第2号に掲げる仕上げをしたものとする。
  - (ア) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの。

(イ) 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの。

(3) 全館避難安全検証法

ア 主に次のことに留意すること。

(ア) 当該建築物の全階について階避難安全検証法により検証されていること。

(イ) 避難開始時間等は建築物の用途により、計算されるものであること。

イ 政令第28条により設置される排煙設備は当該検証法による機能上の適用除外はないものであること。

別記

各種検証法による区画等適用除外リスト

条	項	号	内容	耐火設計法	防火区画検証法	階避難安全検証法	全館避難安全検証法
112 条	1	本文	1,500 m <sup>2</sup> 区画	○	○		
		1	用途除外 劇場等	○			
		2	用途除外 階段等	○			
	2		準耐火 500 m <sup>2</sup> 区画				
	3		準耐火 1,000 m <sup>2</sup> 区画				
	4	本文	用途除外				
		1	体育館等				
		2	階段等				
	5		11 階以上 100 m <sup>2</sup> 区画	○	○		○
	6		5 項 200 m <sup>2</sup> 緩和	○	○		
	7		5 項 500 m <sup>2</sup> 緩和	○	○		
	8		5、6、7 項適用除外	○	○		
	9	本文	竪穴区画	○	○		○
		1	吹抜け	○	○		○
		2	一戸建住宅 200 m <sup>2</sup>	○	○		○
	10		1 項～5 項、9 項スバンドレル	○	○		
11		10 項開口部	○				
12		木造等建築物区画	○	○		○	
13		異種用途区画	○	○		○	
14		区画種別	○	○			
15		給水管等の区画貫通	○				
16		換気等の区画貫通	○	○			
114 条	1		界壁・間仕切壁の設置	○			
	2		学校等の間仕切壁	○			
117 条	2		避難規定別建築物	○			
119 条			廊下の幅員			○	○
120 条	1		直通階段の設置	○		○	○
	2		直通階段の歩行距離緩和	○		○	○
	3		直通階段の歩行距離緩和			○	○
	4		直通階段の共同住宅歩行距離緩和	○		○	○
121 条	2		2 以上直通階段倍読み	○			
122 条	1		避難階段の設置	○	○		
123 条	1	1	避難階段室耐火区画	○	○		○
		4	避難階段屋外に面する開口部スバンドレル	○	○		
		5	避難階段内開口部	○	○		
		6	避難階段室出入口	○	○		○
	2	2	屋内からの階段室入口				○
	3	1	特避付室の設置	○	○	○	○
2		特避階段室等耐火区画	○	○		○	

		5	特避階段室開口部	○	○		
		9	特避付室出入口	○	○	○	○
		11	特避付室面積	○	○	○	○
123 条の 2			共同住宅住戸出入口	○			
124 条	1	1	物販店舗階段幅の合計				○
		2	物販店舗階段出入口幅			○	○
125 条	1		屋外への出口歩行距離				○
	3		物販店舗屋外への出口幅				○
126 条の 2	1	1	排煙設備の設置	○	○	○	○
		2	設置除外部分	○	○	○	○
		3	設置除外部分	○	○	○	○
		4	設置除外部分	○	○	○	○
		5	設置除外部分	○	○	○	○
	2		排煙別建築物	○	○	○	○
126 条の 3			排煙設備の構造			○	○
128 条の 4	4		火気使用室内装	○			
129 条	1		内装制限緩和	○	○	○	○
	3		通路等の内装			○	○
	4		内装制限緩和	○	○	○	○
	5		無窓の居室の内装			○	○
129 条の 2	1		階避難安全検証法	○			
129 条の 2 の 2	1		全館避難検証法 I	○			
129 条の 2 の 5	1		給水管等の区画貫通	○	○		
129 条の 13 の 2			非常 EV 設置免除	○	○		
129 条の 13 の 3	3	3	非常 EV ロビー出入口	○	○		
		4	非常 EV ロビー耐火区画	○	○		
	4		非常 EV 昇降路区画	○			
145 条	1	1	道路内建築 耐火構造	○			
		2	道路内建築 構造	○			